

令和3年度 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会職員採用試験案内

1. 職種、試験区分、職員区分及び採用予定人員

職種	試験区分	採用予定人員
事務職（正規職員）	大卒	2人程度

2. 受験資格

- (1) 学歴：学校教育法に基づく大学院及び4年制大学を卒業した者又は令和4年3月31日までに大学等を卒業する見込みのある者
- (2) 年齢：令和4年4月1日現在の年齢が満30歳以下（平成4年4月2日以降生まれ）の者
- (3) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する者及び令和4年3月31日までに取得見込みであること。（業務に必須のため。）
- (4) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ア 成年被後見人または被保佐人
 - イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 採用、勤務地及び勤務内容

- (1) 採用時期 令和4年4月1日（ただし、採用の日から6か月間を試用期間とします。）
なお、受験資格がないこと又は申込書に虚偽の記載があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 勤務地 本会が事業を実施する以下のいずれか（東近江市今崎町21番地1）
総務課・地域福祉課・相談支援課・在宅福祉課
- (3) 勤務内容
 - ア 法人の総務、経理等の事務
 - イ 地域福祉活動の企画、実施
 - ウ 日常生活自立支援事業及び高齢者、障がい者、生活困窮者等の相談援助
 - エ 在宅福祉（介護）事業管理事務

4. 勤務条件、給与等

- (1) 就業時間等
 - ①就業時間は週40時間で、1ヵ月単位の変形労働時間制を採用しています。
 - ②週休2日制
 - ③年次有給休暇は20日あり、2年目以降は繰越により最高40日付与されます。
また、試用期間経過後は夏季休暇等の特別休暇があります。
- (2) 給与等
給与は、給料、賞与（期末・勤勉手当）、地域手当、その他本会給与規程等により該当者には通勤手当、扶養手当及び住居手当等が支給されます。
（参考）令和3年4月1日現在の初任給月額はおおりのとおりです。
4年制大学新卒者の場合 月額180,700円程度
なお、経験等がある場合は、その内容、期間等に応じた加算があります。

原則として、年1回昇給を行います。(昇給日に満55歳を超える場合、昇給はありません。)

(3) 賞与(期末・勤勉手当) 年4.4ヶ月(本会給与規程による。)
ただし、1年目の賞与は2.86ヶ月分(4月1日採用)

(4) 社会保険等
健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等に参加します。

(5) 退職金制度
あり(全国社会福祉団体職員退職手当積立基金加入)

(6) 定年
満60歳到達日以降における最初の3月31日(再雇用制度あり)

5. 試験の方法及び日時、場所

(1) 第1次試験

① 日時 令和4年2月20日(日)午前8時50分から(午後12時30分終了予定)

② 場所 東近江市社会福祉協議会本所(東近江市今崎町21番地1)
(東近江市福祉センターハートピア内)

③ 方法 大学卒業程度の教養試験、適性検査、作文
第1次試験の結果及び第2次試験の案内は、第1次試験終了後に文書にて通知します。

(2) 第2次試験

① 日時 令和4年3月4日(金)

② 場所 東近江市社会福祉協議会本所(東近江市今崎町21番地1)
(東近江市福祉センターハートピア内)

③ 方法 個人面接、集団面接(※応募状況により集団面接を行わない場合があります。)

6. 最終合格発表

発表は令和4年3月中旬に予定していますが、詳しくは第2次試験当日に連絡します。

7. 受験手続きおよび受付期間

(1) 必要書類等

① 受験申込時に必要な書類等

申込書様式は、東近江市社会福祉協議会総務課に請求するか、東近江市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.higashiomi-shakyo.or.jp/>)からダウンロードしてください。

申込書様式を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱記し、返信用封筒(角2サイズ)に所定の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合や所定の切手が貼付されていない場合には、申込書様式の返送を行いません。

② 申込書様式に必要な事項を記入し、大学を卒業したことが証明できるもの(卒業証書等)及び自動車普通免許証等のコピー(見込みの場合はそれに代わるもの)を添付の上、東近江市社会福祉協議会総務課まで提出してください。(「受験票」部分を切り離さずに提出してください。)

申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱記し、返信用封筒(長3サイズ)に所定の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合や所定の切手が貼付されていない場合には、受験票の返送を行いません。

③ 受付期間は、土日祝日を除く就業時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)です。

(郵送による場合は、書留等確実な方法としてください。)

申し込みの受付は、令和4年2月9日(水)午後5時15分「必着」

8. その他

- (1) 試験会場は事前に確認してください。
- (2) 受験票を持参しないと受験できません。
- (3) 第1次試験受付時に受験票をご提出ください。
- (4) 当日の受付は午前8時10分から午前8時40分までです。試験開始後は受付できません。
- (5) 筆記具(HB程度の鉛筆・消しゴム等)を持参してください。貸し出しは、ありません。
- (6) 障がい特性のため、受験に当たって配慮を必要とする場合は、必ず申込時に東近江市社会福祉協議会総務課まで申し出てください。
- (7) 自然災害等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、東近江市社会福祉協議会ホームページに掲載するため、必ず確認してください。
- (8) 申込書及び提出書類に記載された個人情報、採用選考及び合否結果の送付目的以外に使用いたしません。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の対応については次のとおりとします。
 - ①感染拡大の状況により、試験日程、試験方法等を変更する場合があります。その場合には、個別の連絡は行いませんので、必ず東近江市社会福祉協議会のホームページを確認してください。
 - ②受付は、整列の距離間隔を十分に確保した上で行うため時間を要します。受付時間に余裕をもって来場してください。なお、受付時に検温を行います。また、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、個別の対策を行ってください。
 - ③試験会場は、窓の開放等による換気を行いますので、必要に応じて上着等を準備してください。
 - ④新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない場合、濃厚接触者として健康観察指示を受けている場合や当日発熱等の症状がある場合は、他の受験者への感染の恐れがあるため、当日の受験を控えてください。なお、これを理由とした再試験は行いません。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 総務課 担当 みわ あおき てらむら
三輪・青木・寺村

〒527-0016 東近江市今崎町21番地1

電話 0748-20-0502

I P 050-5802-9070

FAX 0748-20-0543